

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例

平成27年 4 月 27 日

条例第21号

改正 令和 2 年 2 月 7 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第 2 条 法第199条第 4 項の規定による監査を行うときは、当該監査の期日前10日までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(臨時監査)

第 3 条 法第199条第 5 項及び第235条の 2 第 2 項の規定による監査を行うときは、当該監査の期日前 7 日までに、その旨を管理者及び当該監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(関係人の出頭要求等)

第 4 条 法第199条第 8 項の規定により関係人に出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めるときは、当該監査の期日前 7 日までに、その旨を、管理者及び関係人に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(請求又は要求による監査)

第 5 条 法第75条第 1 項、第98条第 2 項及び第242条第 1 項の規定による請求に基づく監査、法第199条第 6 項の規定による要求に基づく監査並びに法第243条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査等をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から7日以内にこれに着手するように努めなければならない。

(月例現金出納検査)

第 6 条 法第235条の 2 第 1 項の規定による現金出納の定例検査は、毎月20日から10日以内にこれを行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(決算及び書類の審査)

第7条 法第233条第2項の規定による審査に付されたときは、その日から60日以内に、意見を付して管理者に送付しなければならない。

(監査結果等の報告)

第8条 監査委員が監査の結果その他を公表するときは、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公告式条例（平成27年伊豆地区廃棄物処理施設組合条例第2号）の例によるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、監査、検査及び審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。